

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県病院薬剤師会（以下「本会」という。）の会員およびその家族、関連する団体等への慶弔に関する事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 この規程において、慶弔の種類は次のとおりとする。

- 1.弔慰金
- 2.献花
- 3.弔電
- 4.御祝金
- 5.祝電

(支給対象)

第3条

- 1.会員が死亡の場合 弔慰金（1万円）、献花、弔電
- 2.会員の配偶者が死亡の場合 弔電
- 3.会員の実子が死亡の場合 弔電
- 4.会員の実父母が死亡の場合 弔電
- 5.別に定める他団体等の総会、祝賀会 祝電
- 6.その他 会長が必要と判断したもの

(手続き)

第4条

- 1.支給対象に該当する場合、当該情報を知り得た者が、別に定める書式（慶弔申請書）を用いて事務局へ提出し、会長の指示により実施する。
- 2.事務局では、葬儀祭事等が執り行われる場合に、対象の支給の手続きを遂行する。

(規程の改廃)

第5条 本規程は、理事会の議決を経て定める。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により細則等で定める。

附則

本規程は2020年3月12日よりこれを施行する。

別に定める他団体等の総会、祝賀会

- ・山形県薬剤師会
- ・東北ブロック各県病院薬剤師会 創立記念祝賀会
- ・叙勲、褒章、大臣表彰 祝賀会